

# 令和7年度 豊田市立新盛小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

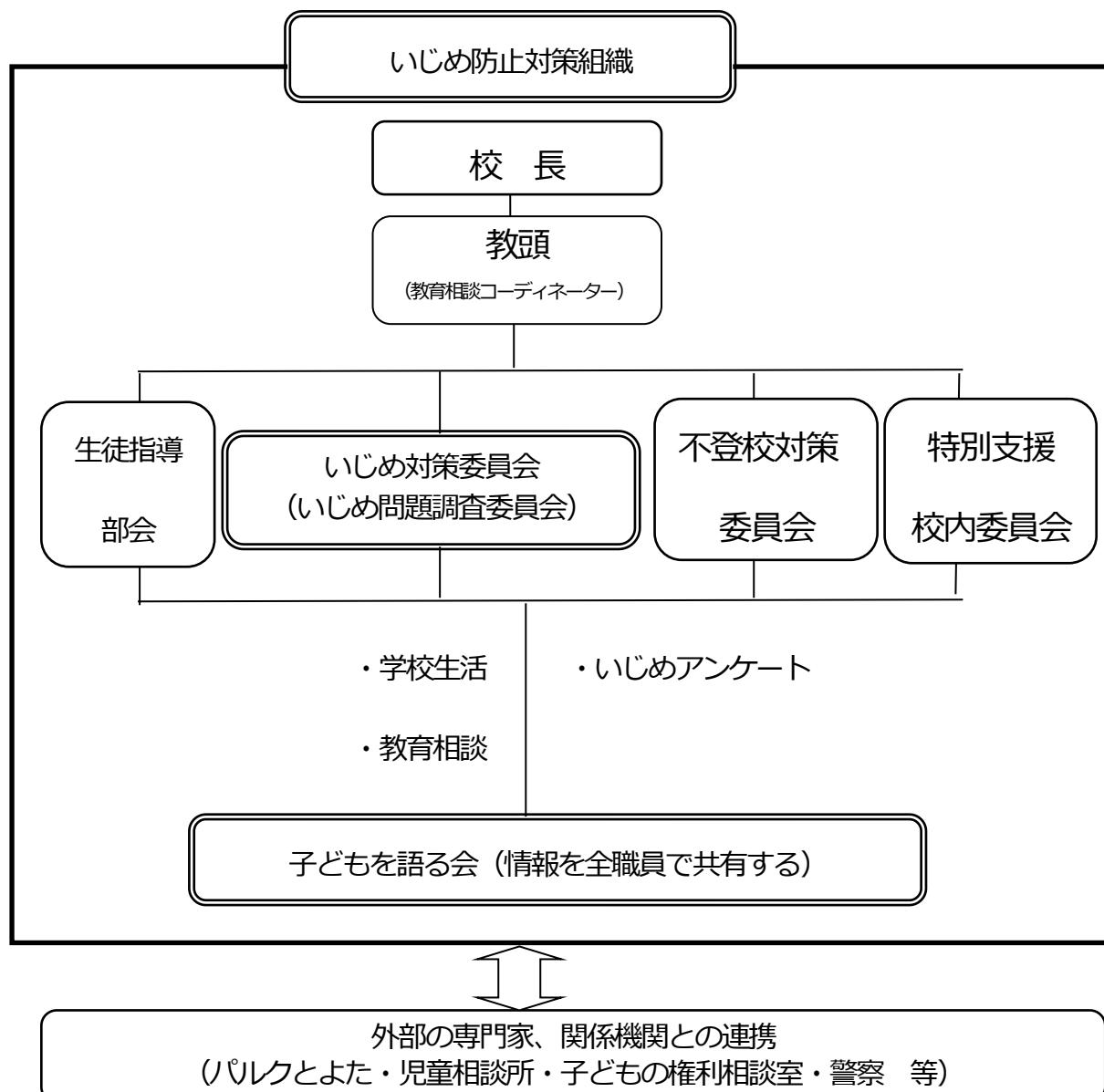
これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

こうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めるために、縦割り班を生かした日常活動および学校行事、道徳の授業の充実を図っていく。

## 2 いじめ防止対策組織

校内にいじめ防止対策組織として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

いじめ対策委員会は、校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、担任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加える。



### (1) いじめ対策委員会の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議、長期休業後のいじめ対策委員会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・毎月の心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
  - ・随時、学校だよりや学級だより、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
  - ・家庭訪問（4月）や個別懇談会（7月・12月）をはじめ、連絡帳や電話連絡等を有効に活用し、子どもに対する相互の理解に努める。
- エ いじめへの対処
  - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
  - ・いじめ解消の判断をする。
  - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合、「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
  - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
  - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
  - ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

### (2) いじめ対策委員会の構成員

校長 教頭（教育相談コーディネーター） 教務主任 養護教諭（教育相談主任） 生徒指導担当  
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 等

※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識有する方を加える。

### (3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

### (4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 毎月「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」を開催する。
- イ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、自分の言動が周りにどのような影響を与えるか判断して行動できる力を日常の生活の中で育てる。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 発達障がいを含む障がいのある児童、海外から帰国した児童や外国人児童、性同一性障がいや性的傾向、性自認に係る児童、震災により被災した児童など、配慮が必要な児童について、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切

さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- オ いじめ防止のための具体的な年間計画（プログラム）を作成する。
- カ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、道徳の公開授業に努める。

#### （2）いじめの早期発見の取組

- ア 心のアンケート（毎月実施年1回）や教育相談を定期的（6月、9月、12月、3月の年4回）に実施し、児童の内面と向き合い、いじめ問題の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめは教職員のいいときに起こりやすいものと考え、登下校時や休み時間にも気を配りながら情報収集に努める。
- エ スクールカウンセラーや心の相談員との相談日を設け、子どもも保護者も相談しやすい体制を整える。

#### （3）いじめへの対処

- ア いじめの発見・相談を受けたら、いじめ対策委員会を中心に、組織的に対応するとともに、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）に早期相談を行う。
- イ いじめの情報共有の手段（早期相談票）及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、適切に記録する。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行うとともに、保護者とよく相談した上で、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等と連携して対応にあたる。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行うとともに、いじめが止まって少なくとも3か月は継続的に指導や支援を行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### （4）いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

##### 〈いじめ解決の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

## 4 重大事態への対応

- （1）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。
- （2）学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- （3）調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- （1）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N →D O →C H E C K →A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- （2）心のアンケートを年1回とし、定期的ないじめ発見の機会を設ける。
- （3）スクールカウンセラーと全児童がふれ合う機会を設け、相談しやすい環境を整える。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」はホームページに掲載するとともに、保護者会等においても示し、説明する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

< いじめ防止のための年間計画 (プログラム) >

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ A ↓ P ↓ 通年	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認  ○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○新入生を迎える会（異年齢集団活動） ○新盛っ子を語る会	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体計測 ○通学団会 ○心のアンケート	○家庭訪問 ○保護者会・PTA総会での「学校いじめ基本方針」の提示、HP掲載
5月		○田植え（異年齢集団活動） ○運動会（異年齢集団活動） ○新盛っ子を語る会	○心のアンケート	○学校運営協議会
6月		○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」 ○新盛っ子を語る会 ○Hyper-QU実施	○教育相談周間 ○心のアンケート ○水泳指導	○公開授業
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○新盛っ子を語る会 ○一歩詩集会（異年齢集団活動）	○水泳指導 ○心のアンケート	○個別懇談会
8月		○中間評価→検証		
9月		○新盛っ子を語る会 ○稲刈り（異年齢集団活動） ○本となかよし一歩詩集会	○身体測定 ○通学団会 ○教育相談周間 ○心のアンケート	○親子ふれあい学習
10月		○現職研修②（ケーススタディ） ○新盛っ子を語る会	○心のアンケート	
11月		○新盛っ子を語る会 ○学芸会（異年齢集団活動） ○Hyper-QU実施 ○感謝の会（異年齢集団活動・地域の方との交流）	○心のアンケート	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○新盛っ子を語る会 ○マラソン大会（異年齢集団活動） ○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○一歩詩集会（異年齢集団活動）	○教育相談周間 ○心のアンケート	○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月		○新盛っ子を語る会 ○書初め大会（異年齢集団活動）	○通学団会 ○心のアンケート	
2月		○自己評価 ○新盛っ子を語る会	○教育相談周間 ○心のアンケート	○学校運営協議会 ○公開授業
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○新盛っ子を語る会	□文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査 ○心のアンケート ○身体測定	○学校運営協議会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○いじめ対策委員会の開催（毎月） ○伝達講習を定期的に開催（OJT）  ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○縦割り班での活動（清掃・給食） ○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○OSCによる校内研修 ○権利学習プログラム	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	